

3 その他

関係機関との協議結果

宇都宮市 建設部 技術管理課

指導事項等	協議事項
届出概要 P5(3)経路の設定等にある「生活道路等への配慮」を徹底し、想定していない出入口 2 による入店がないよう努めてください。また、オープン後に周辺道路に想定以上の渋滞等が発生し周辺地域の生活利便に支障が生じた場合や、交通安全上からの対策の必要性が生じた場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対策をお願いいたします。	チラシや案内看板、店舗貼り紙で県道 69 号線の出入口 1 を周知します。 変更後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応を実施いたします。 (回答確認日：令和 8 年 6 月 26 日)

指導事項等	協議事項
- 市道からの出入口等（乗り入れ、掘削等を含む。）の工事を施行する場合は、「道路工事施行承認申請書」が必要になりますので、事前に協議してください。（道路法第 24 条） - 法定外公共物からの出入口等（乗り入れ、掘削等を含む。）の工事を施行する場合は、「法定外公共物工事施行許可申請」が必要となりますので、事前に協議してください。（宇都宮市法定外公共物管理条例第 4 条） - 搬入、搬出において道路を通行する場合は、道路を損傷若しくは汚損すること又は交通に支障を及ぼすことがないように配慮してください。（道路法第 43 条）（宇都宮市法定外公共物管理条例第 3 条） - 今後の土地利用に伴い、道路を損傷若しくは汚損をした場合又は道路の補強等道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた場合は、必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を原因者により工事を施行してください。（道路法第 22 条）（宇都宮市法定外公共物管理条例第 16 条） - 他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じさせた限度において、原因者によりその全部又は一部を負担してください。（道路法第 58 条）（宇都宮市法定外公共物管理条例第 16 条） - 道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する場合は、「道路占用許可申請書」が必要となりますので、事前に協議してください。（道路法第 32 条） - 法定外公共物（道路・水路等）に工作物の新築、改築又は除却すること、流水水面又は敷地を占有することなど、法定外公共物を本来の目的以外に使用する場合は、「法定外公共物占用許可申請書」が必要となりますので、事前に協議してください。（宇都宮市法定外公共物管理条例第 4 条）	- 市道からの出入口等（乗り入れ、掘削等を含む。）の工事を施行する場合には、事前に協議を行い、「道路工事施行承認申請書」を提出します。 - 法定外公共物からの出入口等（乗り入れ、掘削等を含む。）の工事を施行する場合には、事前に協議を行い、「法定外公共物工事施行許可申請」を行います。 - 搬入、搬出において道路を通行する場合には、道路を損傷若しくは汚損すること又は交通に支障を及ぼすことがないようにいたします。 - 今後の土地利用に伴い、道路を損傷若しくは汚損をした場合又は道路の補強等道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた場合は、必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を原因者により施行します。 - 他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じさせた限度において、原因者によりその全部又は一部を負担します。 - 道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する場合は、事前に協議を行い、「道路占用許可申請書」を提出します。 - 法定外公共物を本来の目的以外に使用する場合は、事前に協議を行い、「法定外公共物占用許可申請書」を提出します。 （回答確認日：令和 8 年 6 月 26 日）

環境保全課

指導事項なし

栃木県 交通政策課

指導事項等	協議事項
変更後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応をお願いします。	変更後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応を実施いたします。 (回答確認日：令和 8 年 6 月 24 日)

栃木県 警察本部交通規制課

指導事項等	協議事項
- 変更計画については、やむを得ないものとします。 - 今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、当課とも再協議願います。	今後、乗入口の位置等に変更が生じる場合には、関係各課と協議し、交通規制課様とも再協議いたします。 (回答確認日：令和 8 年 6 月 25 日)

環境保全課	指導事項なし
資源循環推進課	指導事項なし
道路整備課	道路法第十五条（都道府県道の管理）のうち、新設、改築の観点から意見なし
道路保全課	指導事項なし
経営支援課	指導事項なし